

## 労働生産性の向上を目指す 中小企業や小規模事業者の設備投資を応援します！

村上市では、「生産性向上特別措置法」に基づき、市内の中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。  
市の認定を受けた場合、次の優遇措置を受けることができます。

### ■生産性向上特別措置法による支援内容

- ①対象設備（償却資産）の固定資産税を3年間ゼロに軽減
- ②信用保証協会による追加保証、保証枠の拡大
- ③国補助金の優先採択（補助率アップや審査時の加点）



### ■労働生産性向上の目標

労働生産性が年平均3%以上向上すること  
(計画期間3年：9%以上、4年：12%以上、5年：15%以上)

### ■対象設備(償却資産)

- ▼機械装置 160万円以上（販売開始10年以内）
- ▼器具備品 30万円以上（販売開始6年以内）
- ▼工具 30万円以上（販売開始5年以内）
- ▼建物付属設備 60万円以上（販売開始14年以内）

※旧モデルと比較して生産性が1%以上向上している設備が対象  
※工業会等の証明書を取得する必要があります

### ■計画期間

3年、4年、5年のいずれか

### ■認定期限

平成33年3月31日まで

### ■その他

- ・認定前に取得および中古で取得した設備は対象となりません。
- ・「先端設備等導入計画」の審査に時間を要しますので、余裕をもって申請してください。
- ・申請の流れや必要な書類などの詳細については、市のホームページに掲載しています。

【お問い合わせ】 村上市 地域経済振興課 経済振興室 ☎0254-53-2111（内3610、3611）

# 村上市景況調査の特別調査について (H30 第1回調査)

下記の期間に実施した村上市景況調査で、特別調査としてアンケート調査を行いました。つきましては、その集計結果をご紹介します。

## 【調査概要】

調査時期：平成30年6月中旬～7月上旬

調査対象：村上市内事業所 200社 特別調査の回答事業所数 143社

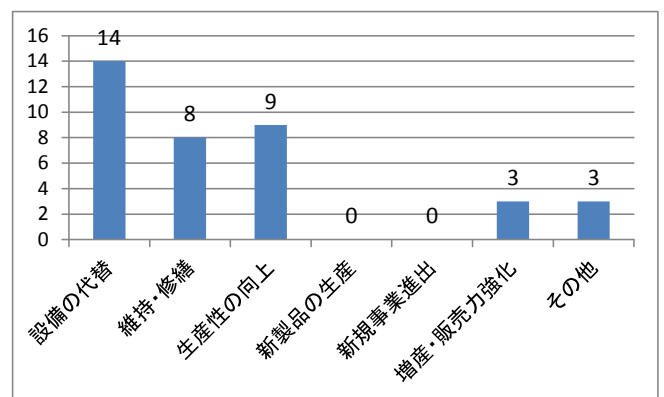
## 【質問内容】

あなたの企業は今年度中に設備投資を行う予定がありますか？  
また、設備投資を行う場合の目的および行わない場合の理由は？

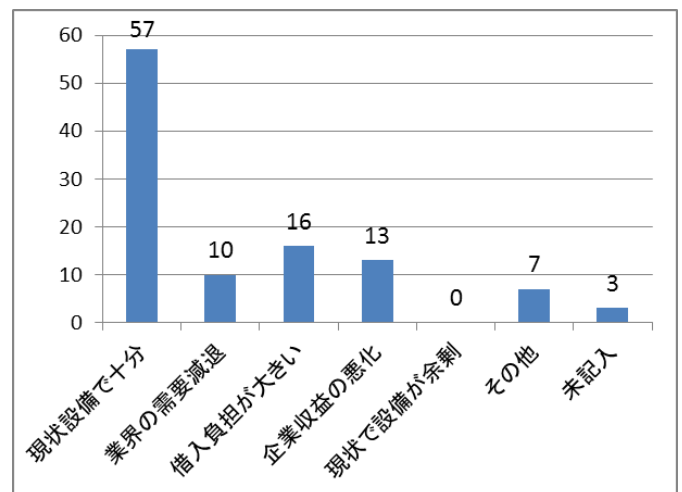
## 【集計結果】

回答項目		企業数	
<b>■設備投資を行う事業所</b>		<b>37</b>	<b>25.9%</b>
行 う 目 的	①設備の代替	14	37.9%
	②維持・修繕	8	21.6%
	③生産性の向上	9	24.3%
	④新製品の生産	0	0.0%
	⑤新規事業への進出	0	0.0%
	⑥増産・販売力強化	3	8.1%
	⑦その他	3	8.1%
<b>■設備投資を行わない事業所</b>		<b>106</b>	<b>74.1%</b>
行 わ な い 理 由	①現状設備で十分	57	53.8%
	②業界の需要減退	10	9.4%
	③借入負担が大きい	16	15.1%
	④企業収益の悪化	13	12.3%
	⑤現状で設備が余剰	0	0.0%
	⑥その他	7	6.6%
	⑦未記入	3	2.8%

## 【設備投資を行う目的】



## 【設備投資を行わない理由】



## 設備投資を予定している事業者に朗報!!

設備投資を予定している市内中小企業者は、市の基本計画に沿って「先端設備等導入計画」を作成のうえ市の認定を受けることにより、次のような支援措置を受けることができます。

- ①対象設備（償却資産）の固定資産税を3年間ゼロに軽減
- ②信用保証協会による追加保証、保証枠の拡大
- ③国補助金の優先採択（補助率アップや審査時の加点）

詳しくは1ページ目をご覧ください。



## 高校生を対象とした職場見学や就職説明会を開催しました

現在、少子高齢化が進むなか、若者の地元離れや都会への流出が増加し、地方における労働人口の減少が大きな社会問題となっております。

村上市では関係機関と連携し、高校生の地元企業理解や職業理解を促し、地元就職の促進を図るため、高校在学中から職場見学や就職説明会など、さまざまな取り組みを行っております。

今回は7・8月に行った取り組みについてご紹介します。

### ■建設業界！魅力発見ツアー

ハローワーク村上、村上地域振興局、村上市では、7月11日(水)に高校生を対象として建設業の魅力を知ってもらい地元企業への就職につなげるため「建設業界！魅力発見ツアー」を実施しました。

村上高校、村上桜ヶ丘高校、中条高校の生徒22人が参加し、スケートパーク建設工事(瀬波地区)と朝日温海道路の函渠工事(猿沢地区)の現場を見学し、作業体験(鉄筋の結束作業やドローンの操縦など)も行いました。その後は現場で働く先輩たちの話を聞き、建設業界への理解を深めました。

参加した高校生からは、「今回のツアーに参加して、職業選択の視野を広く感じられるようになりました」などの感想がありました。



### ■アクセス2019 就職ガイダンス

岩船郡村上市雇用対策協議会では、7月13日(金)に平成31年3月卒業予定者(高校3年生)とその保護者を対象として、市内企業への就職促進を図るため求人説明会を開催しました。

村上市教育情報センターと生涯学習推進センターを会場とし、下越地方の高校生114人が事業所ブースを回り、面談形式で仕事内容や職種の魅力などを聞いて回りました。

今年は38社の市内事業所が参加し、来春の就職に向け様々な意見交換が行われました。



### ■介護事業所見学ツアー(初開催!!)

ハローワーク村上と村上市では、8月2日(木)に平成32年3月卒業予定者の高校生を対象に介護事業所の見学ツアーを行いました。

村上桜ヶ丘高校、荒川高校の生徒21人が、介護事業所(特別養護老人ホームいわくすの里、ショートステイいいの・ひかり苑)に伺い、実際の介護事業所の雰囲気や介護の仕事の様子を見学しました。

その後は介護に従事している若手職員から介護の仕事のやりがいや介護現場の状況などの説明をうけ、生徒からは仕事に対する質問などが多く飛び交い、有意義な意見交換となりました。





事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

## ① 時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～  
※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、  
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

## ② 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

## ③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

施行：2020年4月1日～  
※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する相談は以下までお問い合わせください。

○時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談

新発田労働基準監督署

☎0254-27-6680

○正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関する相談

新潟県労働局 雇用環境・均等室

☎025-288-3527

## 平成30年度全国労働衛生週間

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第69回を迎えます。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

期間：10月1日から10月7日まで（準備期間：9月1日から9月30日まで）

【平成30年度スローガン】

「**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**」